Green Frontier Kitakyushu

概要版

令和２年度版

北九州市の環境

はじめに

北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治 34 年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和 46 年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和 47 年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和 50 年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。

昭和35年　　現　在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和 50 年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

本市は、平成 5 年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

本市では、平成 8 年に「アジェンダ 21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成 12 年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和 60 年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル 500 賞（平成 2 年）、国連地方自治体表彰（平成 4 年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成 8 年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府 ODA に位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成 14 年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成 22 年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成 16 年に設立された「東アジア経済交流推進機構環境部会」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5 をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成 25 年に開催された「第 15 回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力に積極的に取り組んでいます。

さらに、平成 22 年 6 月に開設した、アジアの低炭素社会の実現と本市の地域経済の活性化を図るための中核機関「アジア低炭素化センター」では、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を活用して、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成 9 年 7 月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第 2 期計画を策定（平成 14 年 8 月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成 16 年 10 月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成 10 年 7 月

の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成 16 年 10 月の事業系ごみ対策、平成 18 年 7 月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成 23 年 8 月に、従来の「循環型」の取組に「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成 28 年 8 月改定）し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球的規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々のくらし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

本市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」（平成16年10月）を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」（社会的側面）、「環境で経済を拓く」（経済的側面）、「都市の持続可能性を高める」（環境的側面）の3つの柱を掲げています。平成19年10月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

本市は、平成 20 年 7 月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成 21 年 3 月には、「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州グリーンフロンティアプラン）」を策定（平成 28 年 8 月改定「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（北九州ニューグリーンフロンティアプラン）」）し、地域が一体となって低炭素社会づくりを進めています。

さらに、平成 23 年 12 月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成 24 年 5 月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成 23 年 12 月には、国の総合特区の第一次指定として、本市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構（OECD）からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」として、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成 25 年 10 月には、本市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD 北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、本市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット（平成 28 年 5 月 26 日～ 27 日）」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、九州では唯一「エネルギー大臣会合」が 5 月 1 日～ 2 日に本市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が取りまとめられ、世界に発信されました。

このように本市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都と SDGs の実現を目指して

平成27年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝SDGs）を中核とする、持続可能な開発のための2030アジェンダが全会一致で採択されました。SDGsは、2000年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する17の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成27年11月から、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」に加え、1.5度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

こうした状況の変化に対応するため、平成29年11月に改定した「北九州市環境基本計画」では、これまでの基本理念は引き継ぎつつ、SDGsを推進していくため、副題を「環境首都・SDGs実現計画」とし、取組を進めていきます。

SDGsの取組みについては、本市は平成30年4月に、アジア地域で初めてOECDからSDGs推進に向けた世界のモデル都市として選定されました。

さらに、平成30年6月には、国の「SDGs未来都市」に選定されるなど、国内外から高い評価を受けております。

今後も、世界の環境首都及びSDGsの実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。

特集

1．第1回　北九州SDGs未来都市アワード

(1) 背景・目的

SDGs・ESD 活動者の意欲の向上と、本市の SDGs・ESD のさらなる推進を図るため、平成 30 年度に新設した「環境首都北九州 SDGs アワード　ESD 表彰」を「北九州 SDGs 未来都市アワード」として改編し、北九州 ESD 協議会との協働により実施しました。

(2) 応募資格

北九州市内を中心に SDGs の達成とそれを担う人づくり活動に取り組む、学校・団体・企業の活動。

(3) 今年度の授賞数と今後の取組

学校、NPO・市民団体、企業等の幅広い主体から 42 件の応募があり、うち 22 件（SDGs 大賞 4、ESD 賞 4、SDGs 賞 11、奨励賞 3）を表彰しました。

今後も本表彰を通じて市内の SDGs・ESD 活動を見える化し、一層の普及と活動の活性化を図ります。

2．北九州市、株式会社ＮＴＴスマイルエナジー、株式会社エネット及び株式会社北九州パワーによる「環境・SDG sに関する連携協定」の締結

(1) 経緯

北九州市、株式会社 NTT スマイルエナジー、株式会社エネット及び株式会社北九州パワーは、環境・SDGs の分野においてお互いの強みを活かして連携して取組むため、令和元年 5 月に協定を締結しました。

北九州市、株式会社NTTスマイルエナジー、株式会社エネット及び株式会社北九州パワーによる環境・SDGsに関する連携協定締結式（R1.5.29）

今回の連携協定締結により、環境・SDGs に関する市民の参画を推進するとともに、新たなビジネスの創出にもつなげ、本市、日本及びアジア地域の持続可能な社会づくりを図っていきます。

(2) これまでの取組

北九州市は「ジャパン SDGs アワード」特別賞受賞や SDGs 未来都市の選定など、自治体のトップランナーとして環境・SDGs に関する取組を推進してきました。また、株式会社 NTT スマイルエナジー、株式会社エネット及び株式会社北九州パワーは再生可能エネルギーの導入拡大等、CO2 排出量の削減に寄与する事業を実施しています。この 4 者が連携することで、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消を図ります。また、取組をモデル化し、国内外に展開することで、日本及びアジア地域の環境・SDGs の更なる推進につなげていきたいと考えています。

(3) 今後の取組

ア．市内卒 FIT 太陽光発電活用事業

北九州パワーによる市内卒 FIT 電源の供給を実施しています。

イ．太陽光発電と電気自動車を活用した災害対応自家消費実証事業

北九州市エコタウンセンターに太陽光発電を設置し、電気自動車のスマートな充電制御を組み合わせた最適なエネルギーマネジメント（VPP）実証を行います。

3．第21回　日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM21)を北九州市で開催

令和元年 11 月 23 日～ 24 日、日本の小泉進次郎 環境大臣、中国の李幹傑（リ・カンケツ）生態環境部長、韓国の趙明來（チョ・ミョンレ）環境部長官が本市で一堂に会し、第 21 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM21）が開催されました。

本市での開催は平成 25 年度（TEMM15）に続き 2 回目となります。

会合では、三カ国の環境協力における最近の進展を確認するとともに、大気汚染の改善、海洋・水環境管理、気候変動など、次期共同行動計画（2020-2024）に向けた新たな優先分野の設定を合意し、共同コミュニケが採択されました。

また、TEMM21 にあわせて、日中韓環境ビジネス円卓会議、ユースフォーラム、脱炭素化及び持続可能な発展に

向けた都市に係る共同研究のサイドイベントが開催されました。

市内では、同日にエコライフステージやSDGsフェスティバル等の市民参加型イベントも開催しました。会合参加者にも視察していただき、本市の環境施策や市民による環境の取り組みの情報発信を行いました。

第21回　日中韓三カ国環境大臣会合

4．世界銀行との共催で国際シンポジウムを開催（海洋ごみと海洋プラスチック問題解決に向けた課題とアプローチ）

世界銀行と本市は、平成28年度に「都市パートナーシッププログラム」を締結し、「グリーン成長」と「廃棄物管理」をテーマに、連携して事業を実施しています。

令和元年度は、世界銀行が開発途上国の政府関係者など14カ国約70名を日本に招いて、「廃棄物管理実務者研修」を実施しました。（11月11日～15日、東京都、北九州市で開催）

また、これに合わせ、11月13日に北九州国際会議場で国際シンポジウム「海洋ごみと海洋プラスチック問題解決に向けた課題とアプローチ」を開催しました。

世界銀行の専門家、政府関係者、メーカー企業、NPOなど様々な分野のパネリストが参加し、プラスチックごみを削減する上での課題、プラスチックごみ回収やリサイクルにかかる国内外の取り組み、民間企業での取り組みや海洋プラスチックごみ削減につながる最新の官民パートナーシップのあり方等について、議論を行いました。

シンポジウムには「廃棄物管理実務者研修」の参加者に加え、企業、大学、研究機関、市民、学生など約500人が参加しました。

国際シンポジウムの様子

5．海洋プラスチックごみ問題への対策強化に向け、本市と国連環境計画(UNEP) との連携事業の開始

令和元年8月2日、北九州市と国連環境計画 アジア太平洋地域事務所（以下UNEP:United Nations Environmental Programme）は、「東南アジアにおけるプラスチックごみに係る連携枠組コンセプトのための関心表明書」を交換しました。

(1) これまでの経緯

本市は、平成2年にUNEPから持続可能な開発の基盤である環境の保護及び改善に功績のあった個人及び団体に贈られる「グローバル500（現:CHAMPIONS of the earth)」を受賞して以降、互いの環境国際協力活動において良好な関係を築いてきました。

平成30年11月に、両者が近年世界的な課題となっている海洋プラスチックごみ汚染対策について協議した結果、「アジア低炭素化センター」を中心に東南アジアの諸都市・地域における環境国際協力活動で実績のある本市と、海洋環境保護活動に積極的に取り組んでいるUNEPとの連携により、同地域の陸地由来の海洋プラスチックごみの削減効果が期待できるということで意見が一致し、本関心表明書の交換へと繋がりました。

UNEPとの関心表明書交換（令和元年8月）

(2) 今後の取組み

本市は今後、本関心表明書に基づき、UNEPの海洋プラスチックごみ対策プロジェクト実施対象地であるタイやカンボジアの島嶼エリアやメコン河流域エリアにおいて、専門家派遣による各種支援やワークショップ開催、北九州市内企業の優れた環境技術移転等により、現地自治体の廃棄物管理能力向上を支援し、プラスチックごみの適正処理推進を目指すこととしています。

6．北九州市プラスチックスマート推進事業

(1) 事業実施の経緯

プラスチックごみについては、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題があり、それらに対応するため、令和元年５月に、国が「プラスチック資源循環戦略」を策定し、今後取り組むべき重点戦略や数値目標が示されました。

環境首都と SDGs の実現を目指す北九州市としては、国の戦略とも歩調を合わせ、自治体として取り組むべきプラスチックごみ対策として、令和元年度から「北九州市プラスチックスマート推進事業」を開始しました。

(2) 事業の内容

本事業では、これまで取り組んできたレジ袋の削減等の取り組みに加え、「排出削減」、「リユース･リサイクル」、「徹底回収」、「市役所の率先垂範」の４つの観点から、総合的なプラスチックごみ対策を実施することとしています。

ア．排出削減

㋐指定ごみ袋等のバイオマスプラスチック化

家庭用指定ごみ袋やまち美化用ボランティア袋の原材料の一部（10%）に、バイオマスプラスチックを導入することにより、石油由来のプラスチックを削減し、環境負荷を低減しました。

㋑排出削減等に向けた啓発

市民や事業者にプラスチックごみ問題の現状を理解してもらい、マイバッグやマイボトルの使用、プラスチック製容器包装の分別の徹底など、個人でもできる身近な取組等を周知するリーフレット、ポスター、PR動画等を作成し、様々な機会で PR しました。

ポスター

PR動画

イ．リユース・リサイクル

㋐プラスチックに関する技術開発等への支援

北九州市の「環境未来技術開発助成」において、新たに、重点分野として「プラスチック関連」を創設し、プラスチックのリユース・リサイクル、バイオプラスチック利用等の技術開発を行う市内企業や研究機関等の取組について、助成金を交付しました。（令和元年度はプラスチック関連で５件を採択）

また、廃プラスチックを用いた素材を製造、販売をする市内企業を北九州エコプレミアムに認定するなど、新技術開発・普及を促進しています。

㈱エコウッド
廃木材・廃プラスチックを原料とした建築資材

㈠プラスチック製容器包装リサイクルバスツアー

小学生を対象に、プラスチック製容器包装の選別過程から再商品化に至るまで、リサイクルに関する一連の工程について施設見学を行うバスツアーを実施し、令和元年度は、市内小学校４校 223 名が参加しました。

ウ . 徹底回収

㈠大規模な海岸清掃やまち美化事業の実施

市民参加による大規模な海岸清掃を実施し、回収したごみの組成調査結果や清掃風景をパネル展示するなどして、市民意識の向上を図りました。

エ . 市役所の率先垂範

㈠市役所職員による取組

業務中のマイボトル・マイカップの使用推進、会議等でのペットボトル提供削減、レジ袋等不要な使い捨てプラスチックの受取辞退など、プラスチックごみ削減に向けて、市役所職員自らが先導的に取り組みました。

また、市役所内で営業している食堂や売店等の事業者へ、利用客へレジ袋やストロー等の使用を確認してもらうなど、協力を依頼しました。

７ .北九州市災害廃棄物処理計画の策定

(1) 計画策定の経緯

大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、「北九州市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画は、北九州市地域防災計画に基づき、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「福岡県災害廃棄物処理計画」を踏まえたものであり、本市の災害廃棄物処理マニュアルの役割を担うものです。

(2) 計画の概要

本計画は、災害廃棄物の処理方法等の基本的な考え方を定めた計画であり、市民の安全・衛生等を確保することを目的としています。

(3) 目標処理期間

発災後、概ね２年間を目標としていますが、災害規模や災害廃棄物の発生量に応じて、できる限り早期の処理を目指します。

(4) 災害廃棄物の分別

災害で生じた片付けごみ（家財道具等の廃棄物）を通常のごみステーションに出すと、家庭ごみ収集に支障をきたす恐れがありますので、次のとおりご協力をお願いします。

生活ごみは、通常どおり家庭ごみ（資源化物）ステーションに出してください。

片付けごみは、お近くの公園などの仮置場に出してください。

(5) 災害廃棄物の処理

公園等の仮置場で分別し、できるだけ速やかな処理を目指します。

第1章 市民環境力の更なる発展とすべての市民に支えられた「北九州環境ブランド」の確立

基本施策 1　環境活動と地域活性化の好循環

1　環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動の推進と地域コミュニティの活性化のため、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

●集団資源回収団体奨励金制度

町内会、老人会、子ども会、まちづくり協議会などの地域の市民団体に対し、古紙・古着の回収量に応じて奨励金を交付しています。

この他、活動地域内の古紙回収の調整を継続して行うまちづくり協議会に対する「まちづくり協議会地域調整奨励金制度」、資源回収活動を行っている地域の市民団体等への保管庫の無料貸与、地域団体が家庭から回収する剪定枝・廃食用油のリサイクル活動に対する支援、「生ごみコンポスト化容器活用講座」等の講座の支援を実施しています。

古紙回収量（令和元年）	18,607t
古着回収量（令和元年）	507t

2　ていたんポイント事業

子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成 27 年 12 月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズなどが当たる抽選会に参加できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。

また、ポイントの対象となる環境活動は、順次拡大することとしています。

3　環境活動に関する各種表彰

地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために各種の表彰を行っています。

【表彰の種類・令和元年度表彰件数】

- ていたんコンテスト　ていたんチャンピオン　6 名、最優秀学校賞　赤崎小学校、優秀学校賞　ほか 2 校
- 北九州 SDGs 未来都市アワード　22 団体
- 3R 活動推進表彰
- 北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状）3 事業所
- 産業廃棄物排出事業者・処理業者認定　排出事業者 1 件、処理事業者 4 件
- 環境衛生優良地区（市長表彰）5 地区
- 環境衛生地区組織育成功労者（市長感謝状）12 名
- 北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状）6 名、6 団体
- 「校区まち美化レポート」表彰（市長感謝状）24 校（園）
- 北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状）7 名、6 団体

基本施策 2　ESD 等を通じた環境人財の育成

1　「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人財を育むため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しています。令和元年度は、SDGs・ESD 活動者の意欲の向上と、本市の SDGs・ESD のさらなる推進を図るため、平成 30 年度に新設した「環境首

SDGs フェスティバル IN 小倉

都北九州 SDGs アワード ESD 表彰」を「北九州 SDGs 未来都市アワード」として改編し、北九州 ESD 協議会との協働により実施しました。（表彰団体：22）また、SDGs･ESD 普及イベントとして、「SDGs フェスティバル IN 小倉」及び「ESD ツキイチの集い」を開催しました。

2　北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。（令和元年度受検者数　5,117 人）

表彰式

3　環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は本市の環境における学習・情報・活動の総合拠点で、本市の公害克服の歴史をはじめ、身近なエコライフ、地球環境問題などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。（令和元年度来館者数 114,368 人）

環境ミュージアム外観

4　北九州こどもエコクラブ活動の推進

「こどもエコクラブ」は、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。
令和元年度は、46 クラブ、2,299 人の幼児から高校生までが活動しました。

基本施策３　市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

1　北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。令和元年度は、延べ約 210 万人の市民が参画し、223 行事を実施しました。

シンボル事業「エコライフステージ 2019」は、“パートナーシップで育もう！私たちと地球のビューティフル・ハーモニー”をテーマに、令和元年 11 月 23 日（土）・24 日（日）に実施しました。従来のブース出展やステージイベント、参加型イベントに加え、会場外のイベントや企業・団体等と連携し、まち全体を盛り上げながら市民環境力の向上を図りました。

「エコライフステージ2019」メインステージ

2　環境情報の収集・整備・提供

「分別大事典アプリ」、「環境首都検定ドリル」の配信

手軽に利用できるスマートフォン・タブレット型端末向けの無料アプリを作成しています。アプリは App Store または Playストアでダウンロードできます。

ていたん「ツイッター」「フェイスブック」による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」のツイッターやフェイスブックで発信をしています。

アカウント　@ teitan_kita9（ツイッター）
@ teitanOFFICIAL（フェイスブック）

基本施策４　国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

１　諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、マンダレー市（ミャンマー）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施するとともに、日中韓の11都市からなる東アジア経済交流推進機構環境部会や、東南アジアを中心とした13ヵ国81都市との実績をもつアジア環境都市機構等の都市間ネットワーク事業を実施し、アジアにおける環境国際協力を推進しています。また、平成26年度より、日中大気汚染・省エネ対策共同事業を開始し、平成30年度は、大気汚染の把握・分析・対策等に係る専門家を21回派遣、中国側の技術者等の資質向上を目的とした訪日研修を８回受け入れました。

２　アジアの人材育成拠点形成事業

研修員の受け入れ（令和２年３月現在で165カ国･地域から9,754人）や専門家派遣（令和２年３月現在で25カ国214人）、（一財）自治体国際化協会の制度を活用したアジア自治体の研修員の受け入れ等を実施しています。

３　アジア低炭素化センター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、「アジア低炭素化センター」を設置しています。センターでは、本市に蓄積してきた地元企業の環境技術を、アジア諸都市とのネットワークを活用しながらビジネス展開することを支援しており、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を用いて、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

平成27年度より、日鉄エンジニアリング㈱とともに、ダバオ市においてフィリピン初となる廃棄物発電施設の導入を目指し、事業実施の可能性について調査を実施しています。また、同事業を推進するとともに、協力関係の構築を目指すため、平成29年11月にダバオ市と「環境姉妹都市提携に関する覚書」を締結しました。

タイ工業団地公社（IEAT）との協力覚書締結（H26.8）

タイ工業省工場局（DIW）、IRPC社との協力覚書締結（H26.12）

日鉄エンジニアリング㈱との包括連携協定（H27.3）

「環境姉妹都市提携に関する覚書」締結式（H29.11）

４　関係機関等との連携

(1)（公財）北九州国際技術協力協会（KITA）

環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2)（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）北九州アーバンセンター

低炭素で環境的に持続可能な都市の実現等に関する研究を実施しています。また、市内企業の環境技術を活用した海外展開支援やJICA九州、KITAとの連携により国際研修を実施しています。

(3) 独立行政法人 国際協力機構（JICA）、イクレイ（ICLEI）、国連工業開発機関（UNIDO）等

各国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。

IGESによる「持続可能な社会への挑戦－北九州市とアジア都市との連携」の出版記念セミナー

第2章 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

基本施策 1　超低炭素社会を支えるストック型社会への転換

1　北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

本市は、環境や高齢化などに対応して市民の生活をより豊かにする「環境未来都市」、また、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援する「グリーンアジア国際戦略総合特区」に指定されています。

「グリーンアジア国際戦略総合特区」においては、税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、これまでに県内で3,000億円超、市内においても1,000億円超の設備投資と、県内で約1,700人、市内分約410人の雇用を創出しました。

2　市域の温室効果ガス総排出量

2017（平成29）年度の市域内の温室効果ガス排出量は、前年度から0.3%減の17,075千トン（二酸化炭素換算）でした。前年度から減少した要因は、電源構成における火力発電の割合の減少によるエネルギー起源CO_2の排出量の減少等があげられます。

◆市域内の温室効果ガス排出量（部門別）

単位：千トン

区分		2005年度（平成17年度）	2014年度（平成26年度）	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	増減率［前年度比］	増減率［H17年度比］
二酸化炭素	家庭部門	1,241	1,384	1,207	1,145	1,122	−2.1%	−9.6%
	業務部門	1,141	1,714	1,568	1,423	1,334	−6.3%	17.0%
	運輸部門	1,750	1,651	1,638	1,643	1,632	−0.6%	−6.8%
	産業部門	11,300	13,384	13,968	10,895	11,056	1.5%	−2.2%
	エネルギー転換部門	246	438	412	444	433	−2.5%	75.8%
	工業プロセス	944	998	965	948	888	−6.3%	−5.9%
	廃棄物	542	343	318	341	312	−8.3%	−42.3%
二酸化炭素合計		17,164	19,912	20,075	16,839	16,777	−0.4%	−2.3%
メタン		28	26	26	26	26	−1.6%	−8.4%
一酸化二窒素		60	48	48	47	45	−3.6%	−25.1%
フロンガス等		98	184	201	217	228	5.1%	132.0%
温室効果ガス合計		17,350	20,170	20,350	17,128	17,075	−0.3%	−1.6%

3　取組の評価

全国23の環境モデル都市は、毎年、国のフォローアップを受けています。平成30年度の本市の取組は、全国で最も高い評価でした（唯一の10年連続最高ランク）。

北九州市

人口：94.3万人、世帯数：43.0万世帯（平成31年3月末現在）
就業人口：43.5万人（平成28年度）、市内GDP：3.7兆円（平成27年度）
面積：491.95㎢（うち森林面積185.98㎢）

平成30年度の取組の総括

平成29年度にジャパンSDGsアワードを受賞したことに続き、平成30年4月にOECDより「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」に、平成30年6月に国より「SDGs未来都市」に選定された。また、平成30年7月には国連本部で開催される国連ハイレベル政治フォーラムに北九州市長が参加した。その中の地方・地域政治フォーラムでは市長がアジア地域の中で唯一発表し、本市の取り組みを世界に向けて発信した。

岩谷産業㈱と共同で「北九州水素タウン」を再始動し、世界唯一の大規模パイプラインを通じた一般住宅への水素供給、燃料電池等の新たな実証実験や国内外へのPRを行った。

再生可能エネルギーの導入量については、風力発電量は31,452kWで政令市中第1位、太陽光発電については279,323kWで第2位、バイオマス発電については81,960kWで第1位となっており、地域エネルギー会社である㈱北九州パワー等を通じてエネルギーマネジメントを着実に進めている。

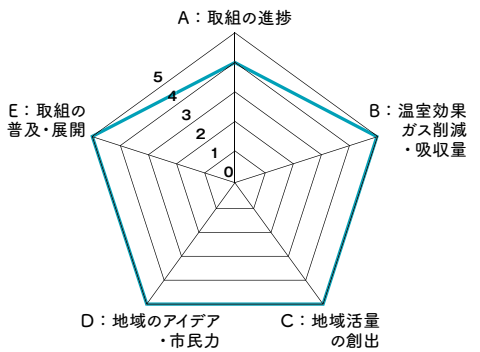

4．城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

JR城野駅北側の未利用国有地やUR城野団地を中心とする城野地区（19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備します。（平成28年度に土地区画整理事業は完了）

※計画戸数：約850戸
（戸建：約350戸、集合：約500戸（既存約300戸含む））

5　自動車環境対策の推進

- **次世代自動車（EV、FCV 等）の導入**
  公用車として電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）52台、燃料電池自動車（FCV）4台を導入。
- **EV充電器の設置**
  公共施設への設置（普通充電器10箇所、急速充電器7箇所）。
- **ノーマイカーデーの普及促進**
  毎年10月～11月を強化月間として、参加店舗の協力のもと普及啓発を実施。
- **エコドラ北九州プロジェクト**
  市内事業者を対象にしたエコドライブセミナー等を実施。

基本施策２　超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

1　北九州市環境産業推進会議

「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州市グリーンフロンティアプラン）」における５つの柱の一つ『環境が経済を拓く』を具現化していくため、低炭素化に貢献する環境産業のネットワークを構築し、更なる環境産業の振興について“共に考え、共に行動する場”として、平成22年2月に設立しました。（令和元年度末現在　参画企業・団体数　約570）

2　環境未来技術開発助成事業

循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境・エネルギー技術の実証実験や社会システム研究等に対して研究費を助成し、新規の環境・エネルギーに関する技術開発の支援を行っています。令和元年度までに、162件の研究に対して助成を行っています。

3　北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業

工場や事業所における一層の省エネルギー対策を推進するため、消費エネルギーの見える化に取組み、かつ省エネ設備を設置する市内の中小企業等に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

4　エコテクノの開催

環境・エネルギー産業を育成し、産業・地域振興に寄与することを目的に、西日本最大規模の環境見本市「エコテクノ」展を開催しています。

本市のブースでは、環境未来都市としての本市の取組の紹介や、北九州エコプレミアム製品・サービスのPR等を行っています。

令和元年度は、令和元年10月9日（水）～11日（金）に西日本総合展示場で実施し、28,120人が来場しました。

展示場の様子

基本施策３　次世代エネルギー拠点の総合的な形成

1　北九州市地域エネルギー政策の推進

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

令和元年度は、洋上風力発電については、昨年度に引き続き「風力発電に係るゾーニング実証事業」により、自然環境調査等を実施するとともに、風力発電に関する人材育成研修等を実施しました。

地域の未利用木質バイオマスについては、地産地消を進めるため、北九州市における木質バイオマス熱供給事業構築可能性調査等を行い、行政機関、事業者等をメンバーとした「北九州市地域バイオマス安定供給検討会」を開催して、安定供給の体制構築を図りました。

地域エネルギー拠点化推進事業概念図

エネルギー施設の集積に関しては、響灘地区において、バイオマス石炭混焼発電所が２カ所運転を開始しました。

また、NEDOの実証事業として、響灘一般海域において、浮体式の洋上風力発電事業が進められるなど、再生可能エネルギーの創出拠点として着実に進んでいます。

㈱北九州パワーの電力供給施設は令和元年度末時点、公共施設408件、民間施設188件となり、自治体が出資する新電力会社の中で、電力販売量が50社中３位でした。

本市の風力発電導入量は31,452kWで政令市第1位、太陽光発電導入量も296,126kWで政令市第3位となっています。（いずれも令和2年3月末現在）

2　北九州市の水素に関する取組

●北九州水素タウン

八幡東区東田地区では、「北九州水素タウン」において、全国に先駆けて、水素社会の実現に向けた先端技術の各種実証を実施しています。

大規模な水素パイプラインを活用し、水素ビジネスに取り組む企業と共同で新たな技術開発の実証事業を展開するとともに、国内外へ積極的にPR・発信しています。

水素パイプライン

●水素ステーション

平成26年10月に小倉北区に岩谷産業㈱による九州初（全国２番目）の商用水素ステーションが開所し、平成27年12月には八幡東区にJXTGエネルギー㈱による市内２箇所目の商用水素ステーションが開所しました。

イワタニ水素ステーション 小倉（岩谷産業㈱）

八幡東田水素ステーション（JXTGエネルギー㈱）

●燃料電池自動車（FCV）の公用車への導入

平成27年２月に、公用車としてFCVを率先して導入しました。現在４台導入しており、公務で利用するほか、イベント等での展示、FCVから家庭へ電力を供給する実証実験（FCV2H）等にも活用しています。

基本施策４　アジア規模での超低炭素社会実現

取組は、９ページの「諸外国との環境協力実績」、「アジアの人材育成拠点形成事業」、「アジア低炭素化センター」をご覧ください。

第3章 世界をリードする循環システムの構築

基本施策 1　3Rプラスの推進と資源効率性向上

1　ごみの減量化・資源化の取組

持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取組に、「低炭素」、「自然共生」の取組を加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成 23 年に策定し、平成 28 年には、経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に対応するため、計画の中間見直しを実施しました。この見直しでは、増加傾向にある事業系ごみ対策、ごみ処理施設の今後のあり方、ごみ処理の広域連携、食品ロス対策など新たな課題への方針を打ち出しました。今後は改定した計画に基づき取組を推進します。

● **これまでの具体的施策の実施**

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

（本市の主な取組）

平成　5 年 7 月　かんびん分別収集の開始　　平成 10 年 7 月　政令市初　家庭ごみの有料指定袋制導入
平成 18 年 7 月　家庭ごみ収集制度の見直し　　平成 23 年 8 月　「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成 28 年 8 月改定）
平成 30 年 6 月　「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し（平成 30 年 3 月）、協定参加 7 事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止（有料化）

(2) 事業系ごみ対策の強化について

平成 16 年 10 月から、事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

（実施内容）

- 事業系ごみの市収集の原則廃止
- 自己搬入ごみの処理手数料の改定（700 円／ 100kg ⇒ 100 円／ 10kg）
- リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止
- かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2　食べものの「残しま宣言」運動の推進

● **残しま宣言**

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

● **残しま宣言応援店**

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。（令和元年度末 260 店登録）

このステッカーが目印です

■取組内容（残しま宣言）

○ 外食時の取組み
- 食べ切ることができる量を注文します！
- 宴会時に食べ切りを声かけします！
- グループ間で料理をシェアします！
- 食事を楽しむ時間をつくります！
（ 開始後 30 分、終了前 10 分など）
- 注文した料理は食べ切ります！

○ 家庭での取組み
- 必要以上に買いすぎません！
- 買った食材は使い切ります！
- 作った料理は食べ切ります！
- 生ごみを捨てるときは水を切ります！
- 賞味期限と消費期限の違いを理解します！

3　ごみ処理の現況

計画に基づき、下記の一般廃棄物の処理や、減量化・資源化の取組を実施しています。

- 家庭ごみ、資源化物（かん・びん・ペットボトル・紙パックなど）、 粗大ごみの計画収集
- 不法投棄物の撤去、道路清掃の業務
- 家庭ごみ、粗大ごみ、自己搬入ごみの焼却処理
- 資源化物のリサイクルなど

◆本市のごみ量の推移

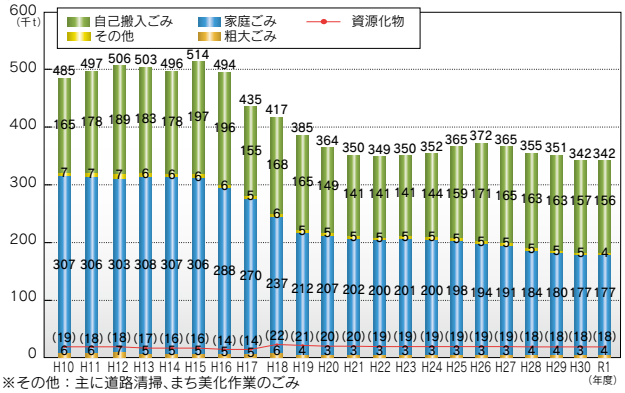

※その他：主に道路清掃、まち美化作業のごみ

○ごみ量の推移（市施設処理分）

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の

「家庭系ごみ収集制度の見直し」など、ごみの減量・リサイクル施策に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 51 万 4 千トンから令和元年度には、34 万 2 千トンと約 17 万 2 千トン減少しました。

○ごみ処理経費

平成 30 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 117 億円（うち、リサイクル約 11 億円）の経費がかかっています。平成 15 年度と比べると平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 44 億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約 50%）がかかっています。

◆ごみの種類別経費

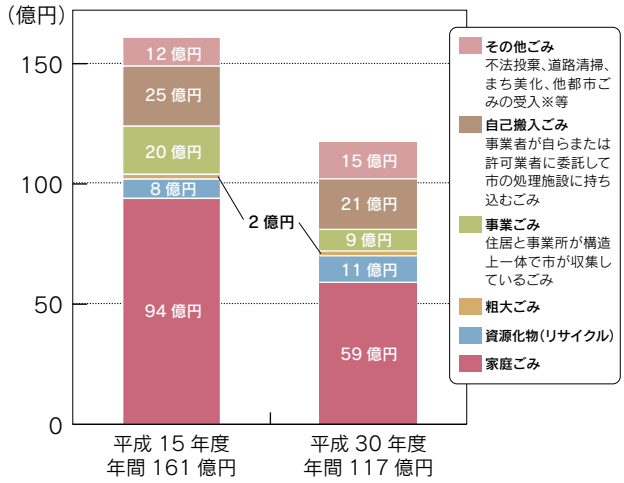

◆ごみの処理別経費

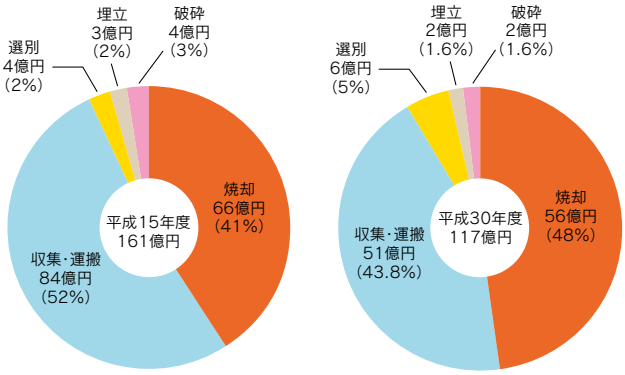

※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成15年度	平成30年度	対15年度増減
ごみ処理･リサイクル総経費	161億円	117億円	▲44億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	59億円 (約50%)	▲35億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	1,600万円	▲1,000万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	6,200円	▲3,200円
一世帯あたり年間処理費	22,400円	13,710円	▲8,690円

基本施策２　循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

1　北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

＜これまでの取組と成果＞

- 事業数（現在稼働中）　25 事業（各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積）
- 実証研究数　56 研究（終了分を含む）
- 総投資額　約 848 億円（市 72 億円、国等 139 億円、民間 637 億円）
- 雇用者数　1,150 人

（令和 2 年 3 月末時点）

■総合的な展開（北九州方式 3 点セット）

◆総合環境コンビナート（9 事業）

- ペットボトルリサイクル事業
- 自動車リサイクル事業
- 蛍光管リサイクル事業
- 二次電池リサイクル事業
- 小型家電リサイクル事業
- OA 機器リサイクル事業
- 家電リサイクル事業
- 建設混合廃棄物リサイクル事業
- 非鉄金属総合リサイクル事業

◆響リサイクル団地（5 事業）

○自動車リサイクルゾーン

○フロンティアゾーン（4 事業）

- 食用油リサイクル事業
- 使用済有機溶剤精製リサイクル事業
- 古紙リサイクル事業
- 空き缶リサイクル事業

◆その他の地区（11 事業）

- パチンコ台リサイクル事業
- 風力発電事業（2 事業）
- 廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- OA 機器リユース事業
- 古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- 汚泥・金属等リサイクル事業
- 食品廃棄物リサイクル事業
- 超硬合金リサイクル事業
- 都市鉱山リサイクル事業
- 携帯電話リサイクル事業

○北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- 主な機能　市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- 令和元年度視察者数　エコタウン事業全体　96,150 人

2　小型電子機器等の再資源化促進事業

平成 25 年 8 月から小型電子機器等のリサイクルを実施しています。回収された機器等は認定事業者に引き渡して適切に処理され、貴重な金属資源として再資源化されます。市内のスーパー等の協力店舗や区役所等に設置しているボックスでの回収のほか、日明粗大ごみ資源化センターにて粗大ごみから選別しています。令和元年度は 171.3 トン回収しました。

基本施策３　化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1　PRTR 制度・PCB 処理事業

PRTR 制度に基づき、化学物質の環境中への排出量等の把握を行っています。また、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

基本施策４　生物多様性の確保による自然循環

1　生物多様性戦略の推進

平成 22 年 11 月に「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成 28 年 3 月に「第 2 次北九州市生物多様性戦略（2015 年度 -2024 年度）」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」とし、その実現のために次の「5 つの基本目標」を設定して施策を推進しています。

① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感受できる状態の維持
⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」に意見を聴き、進行管理しています。令和元年度は、講演会やエコツアーの開催などに取り組みました。

自然講演会 R1.5.18

鳥がさえずる緑の回廊　植樹会（H31.3.23）

第4章 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

基本施策１　安全・安心でレジリエント（強靭）なまちづくり

１　北九州市公害防止条例

本市では法を補完し、地域の実情にあった公害防止に取り組むため、昭和45年４月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数93件：令和２年３月31日時点）

２　大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、令和元年度は、光化学オキシダントを除く項目で環境基準に適合していました。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。

３　水環境の保全

本市は、河川・湖沼・海域等の公共用水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。令和元年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していました。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。

４　土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。本市における形質変更時要届出区域は62件、要措置区域は０件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は３件です（令和２年３月31日時点）。

５　騒音・振動対策

本市では、自動車・新幹線鉄道・航空機からの騒音等の実態把握を実施しています。令和元年度において、新幹線鉄道の振動の指針値及び航空機の騒音の環境基準については、適合していましたが、自動車及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場、建設作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

６　化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。

７　悪臭対策

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、令和元年度は全ての施設で排出基準に適合していました。

8　工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的として環境セミナーを開催し、大気、水質土壌、監視指導の各分野で、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行っています。

令和元年度は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナーを 1 回開催しました。

9　公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれます。令和元年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は 285 件（平成 30 年度 326 件）ありました。

最近では、住宅・商業地域において、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情（都市・生活型の苦情）の割合が多くなっています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化

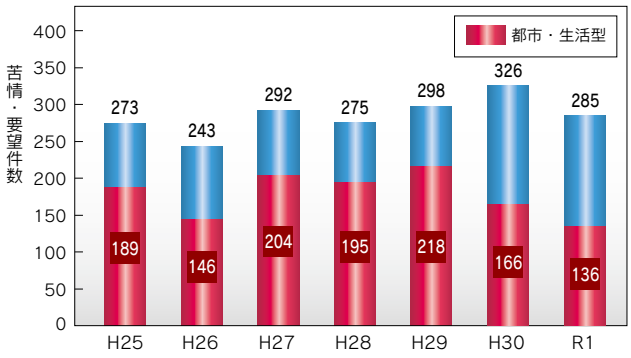

10　環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更等を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ、その事業に係る環境影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、適切な環境保全に配慮した事業計画を策定するものです。

本市では、令和元年度末までに、配慮書 13 件、方法書 28 件及び準備書 25 件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

基本施策 2　環境と社会にやさしい快適なまちづくり

1　まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

○“クリーン北九州”まち美化キャンペーン

5 月 30 日～ 6 月 30 日を「“クリーン北九州”まち美化キャンペーン」として、各区に会場を設けての大規模なまち美化清掃、市民等による市内各地のまち美化清掃及び JR 駅前等での街頭啓発を実施。

• 令和元年度　参加人数 32,652 人、収集量 89.7 トン

○「市民いっせいまち美化の日」

10 月 1 日～ 7 日までを「清潔なまちづくり週間」、10 月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」として定め、その日を中心とした 9 月～ 10 月の間、市民等が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃。

• 令和元年度　参加人数 96,349 人、収集量 393.5 トン

○“クリーン北九州”百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する 38 団体で構成され、「5 分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」の 3 つを運動目標に普及啓発活動を実施。

〇その他の啓発活動

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、地域のまち美化牽引役を担う「まち美化推進員」を選任。

- 令和２年４月１日現在 165 人

市のイメージアップ等の観点から、特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定（11 ヶ所）。

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布。

区	まち美化促進区域
門 司 区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区　・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若 松 区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り　・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区　・沖田地区
戸 畑 区	・戸畑駅前地区

基本施策３　環境産業育成と国際的なビジネスの推進

１　北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負担低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広く PR を行うことにより、その販売を支援しています。平成 16 年度に創設、令和元年３月末時点で、174 件の製品や技術、43 件のサービス（合計 217 件）を選定しています。

〈主な選定製品・サービス〉

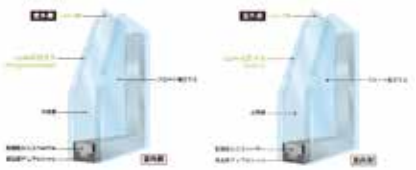

高断熱 Low-E 複層ガラス「ペアマルチ EA®」（左）
遮熱高断熱 Low-E 複層ガラス「ペアマルチ SE®」（右）
西日本板硝子センター株式会社　（エコプロダクツ）

リサイクルトイレットペーパー“北九州紙　えこっパー”
大分製紙株式会社・公益財団法人北九州活性化協議会（エコプロダクツ）

基本施策４　SDGs の実現に向けた取組と環境ガバナンス

１　本市の SDGs の取り組み

本市は平成 29 年 12 月に第１回「ジャパン SDGs アワード」で「パートナーシップ賞」（特別賞）を受賞、平成 30 年４月に OECD から「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定、また同年６月に国内最初となる「SDGs 未来都市」に他の 28 都市とともに選定されました。また、「SDGs 未来都市」のうち、優れた取り組みを提案した自治体のみが選定される「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されるなど、本市の SDGs の取り組みは国内外から高い評価を受けています。

〇北九州市 SDGs 未来都市計画

SDGs未来都市に選定されたことを受け、「『真の豊かさ』にあふれ、世界に貢献し、信頼される『グリーン成長都市』」をビジョンに掲げた「北九州市 SDGs 未来都市計画」を平成 30 年８月に策定し、本計画に基づき、様々な事業を推進していくこととしています。

〇産官学民が連携した推進体制

産官学民が連携する体制づくりも重要であるため、有識者や経済界、市民代表らが、SDGs に取り組む方向性や普及活動等について助言を行う「北九州市 SDGs 協議会」を設置しています。また、多様なステークホルダーの交流・マッチングを促進するため、「北九州 SDGs クラブ」を設置し、企業や団体、市民などが参画し SDGs の達成に資する活動の発表や会員同士の情報交換を行っています。

資料編

環境行政の体制

1．環境行政組織

令和２年４月現在

— 総務政策部 —

■総務課
- 庶務係
  - ⑴局、部、課の庶務
  - ⑵広報
  - ⑶局の予算及び決算
  - ⑷局内事務の連絡調整
  - ⑸環境保全基金
  - ⑹局内他課の所管に属しないこと
- 職員係
  - ⑴労務
  - ⑵安全及び衛生管理
  - ⑶公傷
  - ⑷局事業に係る事故の処理
  - ⑸福利厚生
- 政策係
  - ⑴環境政策
  - ⑵北九州市環境基本条例（平成 12 年北九州市条例第 71 号）
  - ⑶環境基本計画
  - ⑷北九州市環境審議会
  - ⑸市役所のエコオフィス推進

■環境学習課
- 環境学習係
  - ⑴課の庶務
  - ⑵環境学習及び環境教育
  - ⑶環境学習施設間の連携
- ESD 推進係
  - ⑴ ESD 推進
  - ⑵エコライフ事業の推進
  - ⑶環境政策の広報

— 環境経済部 —

■温暖化対策課
- 低炭素推進係
  - ⑴部、課の庶務
  - ⑵環境モデル都市に関する連絡調整及び総括
  - ⑶環境未来都市及び国際戦略総合特区の推進に係る局内の総括
  - ⑷都市環境の低炭素化に係る総合調整
- 水素社会創造係
  - ⑴水素社会づくり

■地域エネルギー推進課
- 政策係
  - ⑴課の庶務
  - ⑵市民の環境行動を促す仕組みの構築
  - ⑶総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策

■環境産業推進課
- 環境産業政策係
  - ⑴課の庶務
  - ⑵環境産業の育成及び振興
  - ⑶環境産業に関する調査及び企画
  - ⑷企業の環境経営の促進
  - ⑸北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

■環境国際戦略課
- 企画調整係
- 事業化支援係
- 国際連携推進係
  - ⑴課の庶務（企画調整係に限る。）
  - ⑵アジ低炭素化センターの管理及び運営（企業調整係に限る。）
  - ⑶環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る。）
  - ⑷国際機関との連携（国際連携推進係に限る。）
  - ⑸環境国際協力の推進
  - ⑹環境国際ビジネスの推進

— 環境監視部 —

■環境監視課
- 企画調整係
  - ⑴部、課の庶務
  - ⑵環境影響評価法（平成 11 年法律第 81 号）及び北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号）
  - ⑶公害防止協定及び環境保全協定の締結
  - ⑷北九州地域公害防止計画
  - ⑸特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号）に係る届出の受理
- 大気騒音係
  - ⑴公害監視センターの管理
  - ⑵大気環境の監視
  - ⑶大気汚染防止法（昭和 43 年 法律第 97 号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に係る届出の受理及び審査
  - ⑷特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）に係る届出の受理
  - ⑸北九州市公害防止条例（昭和 45 年北九州市条例第 19 号）に係る届出（大気、騒音及び振動に関するものに限る。）
  - ⑹騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に係る届出の受理及び審査
  - ⑺騒音及び振動に係る環境の監視
- 水質土壌係
  - ⑴公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
  - ⑵水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138号）に係る届出の受理及び審査
  - ⑶瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48年法律第110号)に係る許可等
  - ⑷土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）に係る届出の受理及び審査
  - ⑸北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る。）の受理及び審査
- 監視指導係
  - ⑴公害発生源の監視指導
  - ⑵公害に関する苦情及び要望の処理
  - ⑶ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- 自然共生係
  - ⑴自然環境の保全

■産業廃棄物対策課
- 指導係
  - ⑴課の庶務
  - ⑵不法投棄防止対策
  - ⑶産業廃棄物処理の監視指導
  - ⑷あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
  - ⑸雑草等の除去の委託
- 産業廃棄物対策係
  - ⑴産業廃棄物処理業の許可
  - ⑵産業廃棄物処理施設に係る許可
  - ⑶使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に係る届出の受理及び許可
  - ⑷行政処分（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る。）
  - ⑸産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■循環社会推進課
- 計画係
  - ⑴部、課の庶務
  - ⑵一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画
  - ⑶廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
  - ⑷産業廃棄物の処理に関する計画
  - ⑸事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
  - ⑹事業系一般廃棄物の減量化施策の推進

●資源化推進係
(1)一般廃棄物の資源化及び減量化
(2) 3R 活動の普及及び啓発
(3)食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進
(4)事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導

■業務課
●業務第一係
(1)課の庶務
(2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
(3)し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
(4)指定袋及び粗大ごみ納付券
(5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
(6)公衆便所の維持管理
(7)北九州市環境整備協会
(8)浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
(9)浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
(10)浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
(11)一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督
●業務第二係
(1)一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の処理の業務計画及び実施指導
(2)一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
(3)一般廃棄物の処理業務の改善
●まち美化推進係
(1)道路及び河川の清掃
(2)生活環境の清潔保持
(3)衛生総連合会

■施設課
●施設第一係
(1)課の庶務
(2)環境事務所その他の施設（他係の所管に属するものを除く。）の建設及び管理の総括
(3)公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る。）
(4)廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
(5)廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る。）
●施設第二係
(1)一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
(2)一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
(3)一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く。）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

— 環境センター —
<新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター>

■副所長
●庶務係
(1)所の庶務
(2)一般廃棄物処理手数料の徴収
(3)安全及び衛生管理
(4)施設の維持管理
(5)車両の維持管理

●地域環境第一係　地域環境第二係
(1)一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く。）
(2)ごみ容器、便所等の改善の指導
(3)一般廃棄物排出に係る市民指導
(4)その他廃棄物の処理
●まち美化係
(1)生活環境の清潔保持
(2)廃棄物の不法投棄の取締り
(3)環境事業協力団体との連絡調整
●資源化推進係
(1)一般廃棄物の資源化及び減量化
(2)環境教育等の啓発
●生活環境係
(1)一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く。）
(2)雑草等の除去
(3)海岸漂着物の監視
●廃棄物指導係
(1)小規模事業所における事業系廃棄物の資源化及び減量化
(2)廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督
●特別収集係
(1)高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
(2)小・中学校の牛乳パック等回収

■新門司環境センター新門司工場
■日明環境センター　日明工場
■皇后崎環境センター皇后崎工場
(1)工場の庶務
(2)工場の維持管理
(3)一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
(4) 1 件 30 万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
(5)廃棄物の計量及び処理
(6)焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
(7)廃棄物の焼却処理及び破砕処理（破砕処理にあっては、日明環境センター日明工場に限る。）
(8)その他環境センター工場の運営

付　属　機　関

■北九州市環境審議会
環境基本法第 44 条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第 29 条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市環境影響評価審査会
北九州市環境影響評価条例第 30 条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市公害健康被害認定審査会
公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

■北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会
公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬に関する審査を実施する機関。

2．施設概要

響灘西地区廃棄物処分場

北九州市エコタウンセンター

■施設分布図（平成 31 年 4 月現在）

環境に関する施設は、3 環境センター、3 工場、1 処分場及び 1 研究所などがあり、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。

響灘地区全景（平成 29 年 2 月）

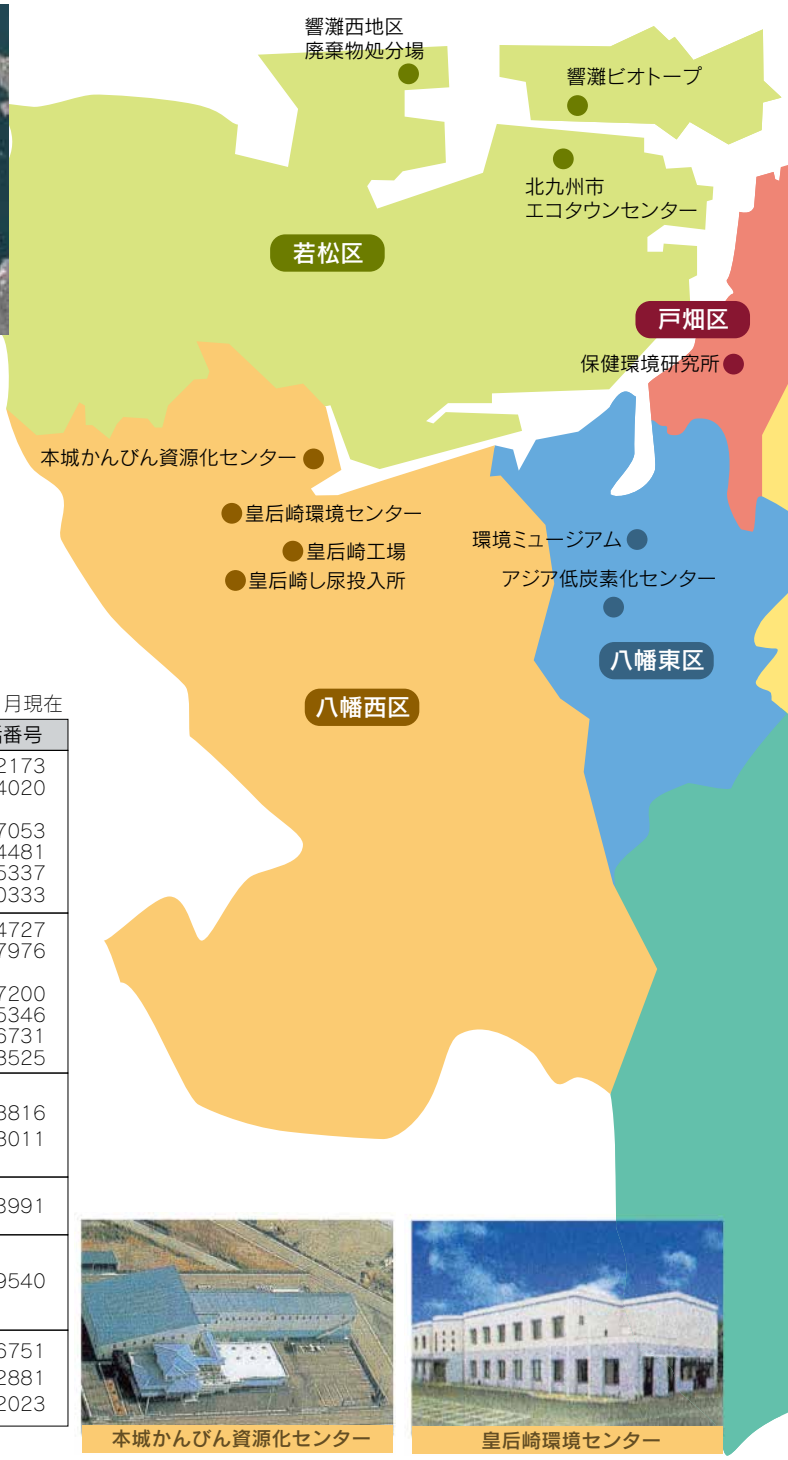

■施設一覧表

令和２年４月現在

	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局	小倉北区城内１番１号	582-2173
	アジア低炭素化センター	八幡東区平野一丁目１番１号（北九州市国際村交流センター）	662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目 78 番地	481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町 24 番地	571-4481
	皇后崎環境センター	八幡西区夕原町２番 10 号	631-5337
	保健環境研究所	戸畑区新池一丁目２番１号	882-0333
ごみ処理施設	新門司工場	門司区新門司三丁目 79 番地	481-4727
	日明工場（粗大ごみ資源化センター）	小倉北区西港町 96 番地の２（同上）	581-7976（同上）
	日明かんびん資源化センター	（同上）	583-7200
	北九州市プラスチック資源化センター	小倉北区西港町 86 番 13 号	591-5346
	皇后崎工場	八幡西区夕原町２番１号	642-6731
	本城かんびん資源化センター	八幡西区洞北町７番 10 号	693-8525
し尿処理施設	西港し尿圧送所	小倉北区西港町 24 番地	561-8816
	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町２番４号	641-8011
埋立地	響灘西地区廃棄物処分場	若松区響町三丁目地先	771-3991
積替施設	日明積出基地	小倉北区西港町 97 番３号	581-9540
その他	環境ミュージアム	八幡東区東田二丁目２番６号	663-6751
	北九州市エコタウンセンター	若松区向洋町 10 番地 20	752-2881
	響灘ビオトープ	若松区響町一丁目 126 番地１	751-2023

本城かんびん資源化センター

皇后崎環境センター

響灘ビオトープ

環境ミュージアム

アジア低炭素化センター

保健環境研究所

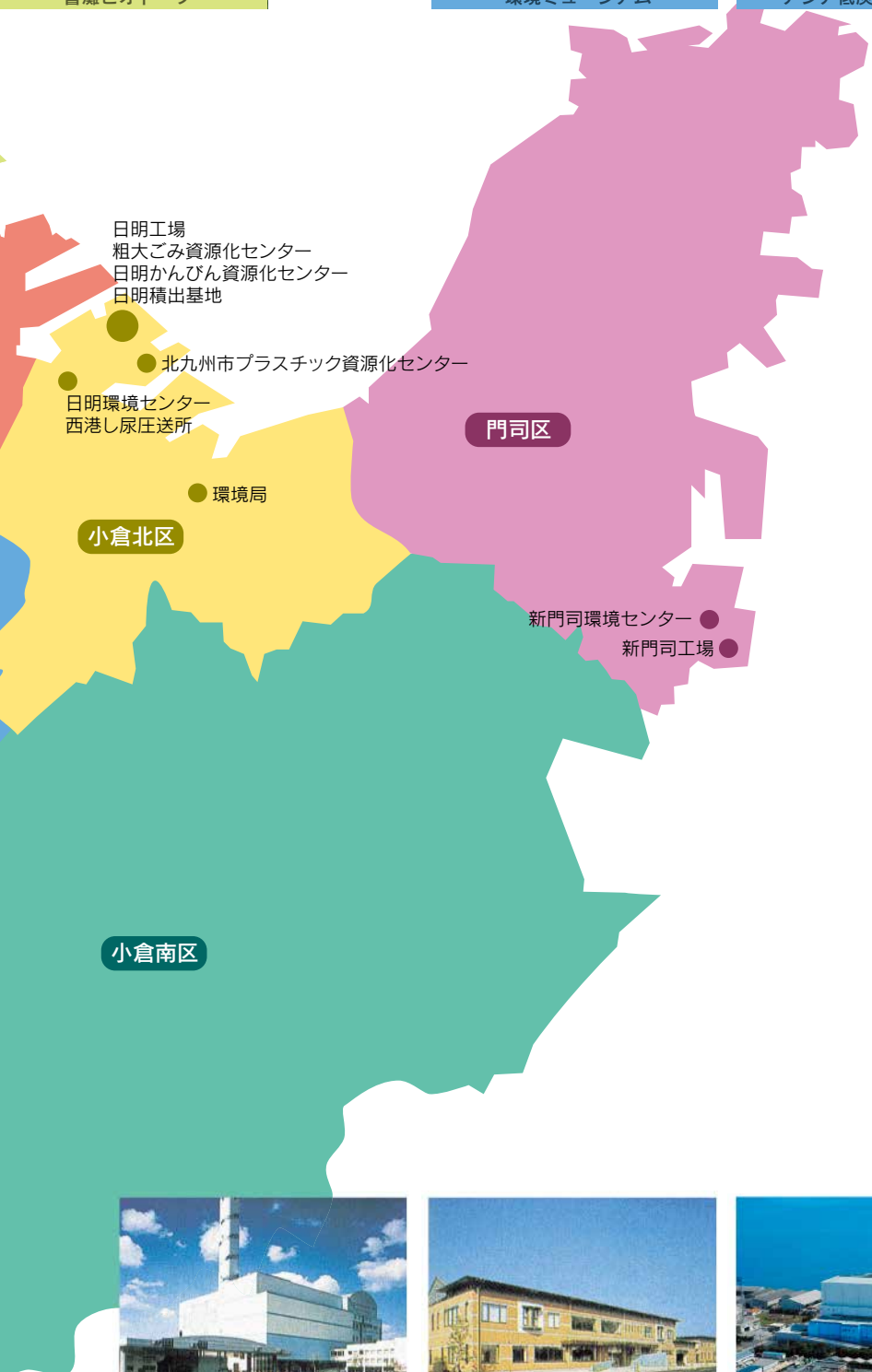

日明工場

日明工場粗大ごみ資源化センター

日明かんびん資源化センター

日明積出基地

日明環境センター

皇后崎工場

新門司環境センター

新門司工場

北九州市プラスチック資源化センター

発行：北九州市環境局
〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
TEL.093-582-2173
印刷：㈱日高印刷所
北九州市印刷物登録番号　第2012008A号

©もいたんブラックでいたん 北九州市

「令和２年度版 北九州市の環境」の本編は、1部（本体909円+税）で販売しています。
また、市のホームページ（「http://www.city.kitakyushu.lg.jp/」で「北九州市の環境」を検索）のほか、市内図書館等で閲覧できます。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

北九州市はグリーン購入を推進しています。